

40 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大

【847（56）百万円】

対策のポイント
和食文化の継承等と一体となった食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進します。

<背景／課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来する中、国産農林水産物の需要の減少が懸念されています。
- ・また、消費者と食との関わり方が多様化する中で、「和食」や郷土料理等の伝統的な食文化の継承が難しくなるとともに、食卓と生産現場の「距離」の拡大が懸念されています。
- ・さらに、平成28年3月に新たに策定される予定の第3次食育推進基本計画に基づき、主要課題についての検討を行い、食育推進の取組を強化することが重要です。
- ・このため、和食文化の継承等と一体となった食育の推進を図るとともに、生産者と消費者のつながりを強化する地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進していく必要があります。

政策目標

- 日本型食生活を実践する国民の割合の向上
(57.5% (平成27年度) → 70% (平成32年度))
- フード・アクション・ニッポンに参加する事業者・団体等数の増加
(8,662社・団体 (平成26年度) → 12,000社・団体 (平成30年度))
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加
(4% (平成26年度) → 12% (平成30年度))

<主な内容>

1. 和食の継承と一体となった食育の推進

(1) 食育活動の全国展開事業

60（56）百万円

専門家による検討委員会を設置し、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育を提供するための市場調査を行うとともに、推進策の検証、教材の作成を行います。また、食育優良活動の表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

(2) 「和食」の保護・継承事業〔新規〕

103（－）百万円

「和食」を国民全体で保護・継承するため、「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して「和食」の魅力等を効果的に発信します。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

(3) 地域食文化魅力再発見食育推進事業〔新規〕

109（－）百万円

郷土料理等の地域の食の魅力の再発見や地域における日本型食生活の普及等を促すため、生産者や食品企業等、地域の関係者が一体となって取り組む、地域における食育活動を推進する専門的人材の育成や、食育を通じて地域の食の普及を図る展示会・交流会・調理体験等の実施を支援します。

（補助率：1／2以内）
（事業実施主体：関係団体等で構成する協議会）

<各省との連携>

- 文部科学省 ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、和食文化の継承を連携して推進
- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省及び厚生労働省
・新たに策定される第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進

2. 地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大

(1) 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業 [新規]

374 (一) 百万円

消費拡大に向けた各団体等の取組が相乗効果により効果的に発信されるよう、国産農林水産物の消費拡大を推進するフード・アクション・ニッポン事務局が品目別・地域別の取組を含め、国産農林水産物の利用促進の取組や食の魅力普及活動等を後押しします。

〔 委託費：定額
委託先：民間団体等 〕

(2) 地域の食の絆強化推進運動事業 [新規]

13 (一) 百万円

学校給食へ地場食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

3. 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業のうち食育関連支援

(1) 機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業 [新規]

86 (一) 百万円

機能性農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するため、行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関（医学、栄養学等）及び消費者等で構成する地域協議会が行う「食による健康都市づくり」の取組を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

(2) 新たな食環境に対応した食育活動モデル推進事業 [新規]

100 (一) 百万円

日本型食生活の普及・実践、食や農林水産業への理解増進を通じた消費拡大を図るため、関係者の連携の下、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューを体系的に提供するモデル的取組（健康の維持増進に配慮した食品への理解を促す内容を含むもの）を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

お問い合わせ先：
1 (1) の事業 消費・安全局消費者行政課 (03-6744-1971)
1 (2)、(3)、(4)、2及び3の事業 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-2352)